

# 減免規定

## 鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例(平成14年鹿児島県条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

抜粋

(利用料金の減免)

第4条 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)第2条に規定する文化の日に利用するとき 利用料金の全額
- (2) 県内に居住する小学生又は中学生が、祝日法第2条に規定するこどもの日に利用するとき 利用料金の全額
- (3) 県内に設置されている小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びその引率者が、教育課程等に基づく学習活動の一環として利用するとき 利用料金の全額
- (4) 県内に設置されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者援護施設に入所し、又は通所している者及びその引率者が、当該施設の教育、訓練、更生等のための活動の一環として利用するとき 利用料金の全額
- (5) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき 利用料金の全額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認め、知事が承認したとき 指定管理者が必要と認めた額

2 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除の申請をしようとする者は、あらかじめ利用料金減額(免除)申請書(別記様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認め、知事が承認したときは、この限りでない。